

# 着床式洋上風力発電施設の廃棄に係る海防法の 規制について

#### 環境省

令和3年7月12日

着床式洋上風力発電施設の残置に係る検討会(第1回)

# 目次



- 着床式洋上風力発電施設の廃棄に向けた課題
- 海洋汚染等防止法で定める海洋施設の廃棄の規制
- 海洋汚染等防止法で定める海洋施設の廃棄許可の基準
  - ① 廃棄海域及び廃棄方法が、環境省令で定める基準に適合するもの
  - ② 当該廃棄海域の海洋環境の保全に著しい障害を及ぼすおそれがないもの
  - ③ 海洋に捨てる方法以外に適切な処分の方法がないもの
- 海洋汚染等防止法における廃棄許可に係るタイムライン
- 海洋施設の定義
- 着床式洋上風力発電設備等において海洋施設に該当する設備
- 海洋施設の有効利用
- 「廃棄」「残置」「捨てる」の解釈について



# 着床式洋上風力発電施設の廃棄に向けた課題

#### 現状

- ■「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」(以下「海洋汚染等防止法」 という。)に基づき、海洋施設は原則海洋に捨ててはならないとされているが、 環境大臣の許可を受けた上で、廃棄(残置)が可能となっている。
- 海洋施設廃棄の許可申請等に係る法令等は多岐に渡る。
- 着床式洋上風力発電施設の廃棄に係る許可申請の過去事例がない。



解りにくい

#### 課題

今後、着床式洋上風力発電施設に関する事業者が海洋施設廃棄の許可申請をしよ うとする際に必要な情報が明確ではないと指摘されている。



#### 明確化

着床式洋上風力発電施設の廃棄に係る考え方について検討した上で、海洋施設 廃棄の許可申請を行う際に必要な書類や手続きについてとりまとめた資料の作成 等の明確化が必要となっている。



#### 規制改革実施計画における洋上風力の導入拡大に向けた規制・制度の在り方

**洋上風力発電の事業終了後の原状回復義務や残置規制の明確化**については、経済社会の構造改革を進める上で必要な規制の在り方の改革※を推進することを目的として策定された規制改革実施計画(令和3年6月18日 閣議決定)に下記の通り記載がされている。

#### 洋上風力発電の事業終了後の原状回復義務や残置規制の明確化

- 着床式洋上風力発電施設のうち、海洋汚染等防止に関する法律の対象施設に 該当するものの事業終了後の構造物の取扱いについては、海域における廃棄 は原則禁止であるが、環境大臣の許可を得た場合には残置を行うことが可能 であることを明確化したところ。
- また、同法に照らして認められる海洋環境の保全に十分に配慮した撤去方法の具体的な在り方については、令和2年度に関係省庁連絡会議を開催して検討を重ねているところであるが、今後有識者を交えた検討会を開催し、一定の考え方を示す。



## 残置基準の明確化を令和3年度前半までに行う。

令和3年 規制改革実施計画(令和3年6月18日 閣議決定)

※本計画の「改革の重点分野」の1つ「グリーン(再生可能エネルギー等)」では、「2030 年度に2013 年比で温室効果ガス46%削減という新たな削減目標や2050 年カーボンニュートラル社会の実現を達成するためには、再生可能エネルギーの最大限の導入に向けて、再生可能エネルギーの主力電源化の実現が重要であり、そのための規制・制度見直しが必要不可欠となる。」としており「洋上風力の導入拡大に向けた規制・制度の在り方」に「洋上風力発電の事業終了後の原状回復義務や残置規制の明確化」があげられている。

## 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(海洋汚染等防止法)について



「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」は、海洋環境の保全のため、**陸上発生廃棄物その他の物の海洋投棄又は海洋における焼却により生ずる汚染を防止することを目的とした「ロンドン条約」及び「ロンドン条約96年議定書」**を含む、国際海事機関(IMO)で策定される海洋汚染防止等に関する国際条約を担保するため、昭和45年12月に成立した法律。

#### 国際条約

ロンドン条約\*

(1972年採択、1975年発効、1980年締結)

ロンドン条約96年議定書\*\*

(1996年採択、2006年発効、2007年締結)

### 海洋汚染等防止法 における主な規制

①陸上発生廃棄物の排出の規制

②油等及び廃棄物の海底下廃棄の規制

### 環境省における 業務

#### く①について>

- ・廃棄物の排出方法・排出海域の基準
- ・船舶等からの廃棄物海洋投入処分の 大臣許可

#### <②について>

特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の 大臣許可

- \* 「廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約」
- \*\*「一九七二年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の一九九六年の議定書」



# 海洋汚染等防止法で定める海洋施設の廃棄の規制

船舶等の廃棄の規制

#### 海洋汚染等防止法 第43条

何人も、船舶、海洋施設又は航空機(以下「船舶等」という。)を<u>海洋に捨ててはならない</u>。ただし、<u>海洋施設を次条第1項の許可を受けて捨てる場合</u>又は遭難した船舶等であつて除去することが困難なものを放置する場合は、この限りではない。

海洋施設廃棄の許可

#### 海洋汚染等防止法 第43条の2第1項

海洋施設を海洋に捨てようとする者は、**環境大臣の許可を受けなければならない**。



## 海洋汚染等防止法で定める海洋施設の廃棄許可の基準

許可の基準

#### 海洋汚染等防止法 第43条の3

環境大臣は、前条第1項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると 認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- 1 <u>廃棄海域及び廃棄方法が、環境省令で定める基準に適合するもの</u>であり、 かつ、<u>当該廃棄海域の海洋環境の保全に著しい障害を及ぼすおそれがないも</u> <u>の</u>であること。
- 2 <u>海洋に捨てる方法以外に適切な処分の方法がないもの</u>であること。



## ① 廃棄海域及び廃棄方法が、環境省令で定める基準に適合するもの

#### 廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令 第13条

法第43条の3第1号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

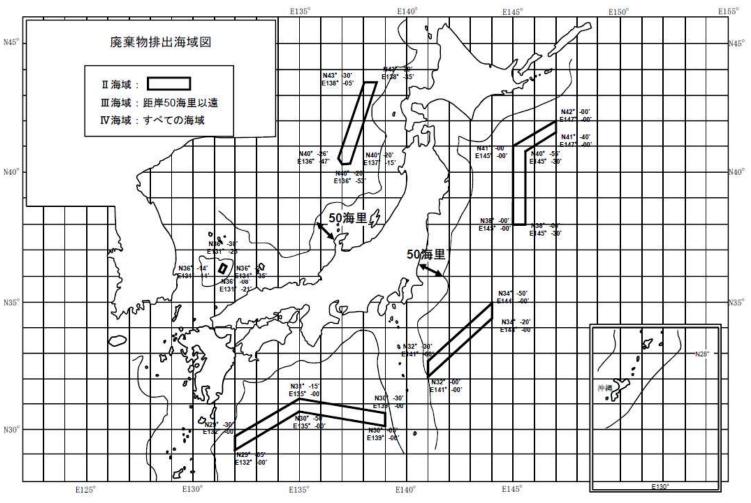
- 1 廃棄海域に係る基準 **別表第3号中欄に掲げる海域**であること。
- 2 廃棄方法に係る基準 **当該海洋施設から残油その他の当該海洋施設の内部に ある物が流出せず**、かつ、**当該海洋施設の全部又は一部が浮上し、又は移動 しない**ような方法で廃棄すること。
- 別表第3号中欄に掲げる海域とは、IV海域(すべての海域(本邦の領海の基線からその外側五十海里の線を超えない海域のうち水産動植物の生育環境その他の海洋環境の保全上支障があると認めて環境大臣が指定する海域を除く。))である。
- 廃棄方法については、海洋施設廃棄の許可申請時に、図面を用いて説明する 必要がある。

# IV海域



### <u>IV海域</u>

:すべての海域(本邦の領海の基線からその外側<u>五十海里の線を超えない海域のうち</u>水産動植物の生育環境その他の海洋環境の保全上支障があると認めて<u>環境大臣が指定する</u>海域を除く。)



## ② 当該廃棄海域の海洋環境の保全に著しい障害を及ぼすおそれがないもの



廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令 第14条に従って、<u>海洋施設の廃棄を</u> することが海洋環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に 関する事項を記載した書類(事前評価書)を添付しなければならない。

#### 事前評価書に記載しなければならない事項

- ① 廃棄される海洋施設の特性
- ② 事前評価項目の選定
- ③ 事前評価の実施の事項

平成18年環境省告示153号「海洋施設廃棄の許可の申請に関し必要な事項を定める件」

#### 主な事前評価項目

#### 生態系

- 藻場、干潟、サンゴ群落その他の脆弱な生態系の状態
- 重要な生物種の産卵場又は生育場その他の海洋生物の生息又は生育にとって重要な海域の状態
- 熱水牛熊系その他特殊な牛熊系の状態

#### 海洋の 利用

- 海水浴場その他の海洋レクリエーションの場としての利用状況
- 海中公園その他の自然環境の保全を目的として設定された区域としての利用状況
- 漁場としての利用状況
- 主要な航路としての利用状況
- 海底ケーブルの敷設、海底資源の探査又は掘削その他の海底の利用状況

# ③ 海洋に捨てる方法以外に適切な処分の方法がないもの



当該海洋施設が海洋に捨てる方法以外に適切な処分の方法がないものであること を説明する書類を添付しなければならない。

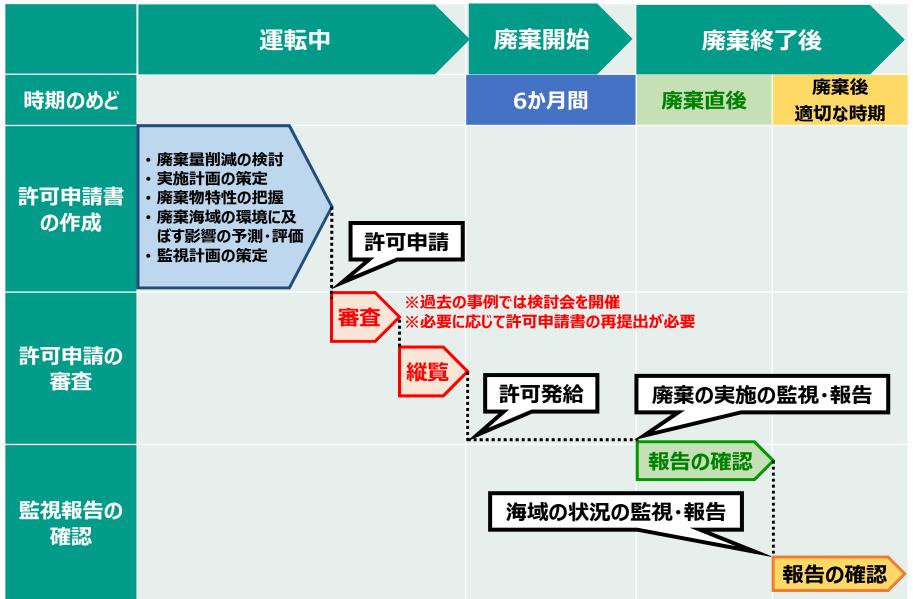
#### 説明する書類に記載しなければならない事項

- ① 廃棄される海洋施設の量の最小化に関する取組
- ② 廃棄される海洋施設の量の見通し等

平成18年環境省告示153号 「海洋施設廃棄の許可の申請に関し必要な事項を定める件」



# 海洋汚染等防止法における廃棄許可に係るタイムライン



# 海洋施設の定義



#### 海洋污染等防止法 第3条第10号

海洋施設とは、海域に設けられる工作物(固定施設により当該工作物と陸地との間を人が往来できるもの及び専ら陸地から油、有害液体物質又は廃棄物の排出又は海底下廃棄をするため陸地に接続して設けられるものを除く。)で政令で定めるものをいう

## 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令 第1条の7

法第三条第10号の政令で定める工作物は、次に掲げる工作物とする。

- 1 人を収容することができる構造を有する工作物
- **2 物の処理、輸送又は保管の用に供される工作物**

## 着床式洋上風力発電設備等において海洋施設に該当する設備

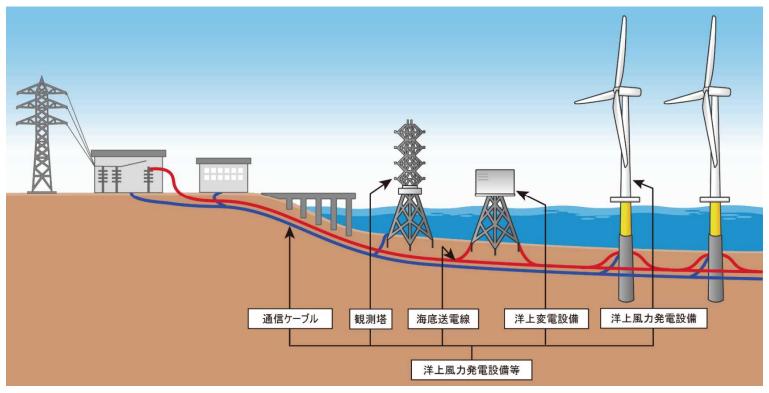


一般的な着床式洋上風力発電設備等の構成要素

海洋汚染等防止法上の海洋施設:<u>着床式洋上風力発電設備</u>、<u>潤滑油の漏洩の可能</u>

性がある洋上変電設備、人を収容する構造を有する観測塔

海洋施設ではないもの:海底送電線、通信ケーブル



#### 一般的な洋上風力発電設備等

(洋上風力発電設備に関する技術基準の統一的解説を参考に作成)



# 海洋施設の有効利用

有効利用とは、<u>十分な管理の下で積極的に利用されていることであり、事業者の</u>所有物として管理責任は継続する。

- 告示に従い、申請の際は、廃棄される海洋施設の量の最小化に関する取組として、廃棄される海洋施設の有効利用等(再資源化等及び再活用を含む)を検討し、
  し、
  その内容を海洋に捨てる方法以外に適切な処分の方法がないものであることを説明する書類に記載しなければならない。
- また、国内外で実用化されている既知の海洋施設の有効利用等に関する技術又は手法(以下「有効利用技術等」という。)又は申請している許可期間内に実用化が見込まれる有効利用技術等がある場合において、これらを採用することができないときは、その理由についても記載しなければならない。





#### 海洋污染等防止法

廃棄 = 捨てる (残置を含む海洋への廃棄全般を指す)

#### 環境省告示153号(海洋施設廃棄の許可の申請に関し必要な事項を定める件)

残置: 既存の場所から動かさずに廃棄すること

廃棄 -

捨てる: 既存の場所から撤去して、別の場所に廃棄すること

※一部、海洋汚染等防止法に準じた部分の用法では、これと同様に解釈する。

